

監 第 20 号  
平成 26 年 8 月 21 日

塩竈市長 佐 藤 昭 殿

塩竈市監査委員 高 橋 洋 一  
塩竈市監査委員 伊 藤 栄 一

#### 健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 25 年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

## 平成 25 年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 5 日から同年 8 月 20 日まで

### 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

### 記

(単位：%)

項 目		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
1	実質赤字比率	—	13.02	20.00
2	連結実質赤字比率	—	18.02	30.00
3	実質公債費比率	12.8	25.0	35.0
4	将来負担比率	32.3	350.0	—

## 健全化判断比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく健全化判断比率の状況は次表のとおりである。

### 1 実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・標準財政規模：決算統計における「標準財政規模」＋「臨時財政対策債発行可能額」

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
1 一般会計のうち普通会計に相当する実質収支額 (1)-(2)-(3)	1,408,958	1,143,598	265,360	23.2
(1)収入	49,764,429	56,909,303	△7,144,874	△12.6
(2)支出	40,501,051	49,685,219	△9,184,168	△18.5
(3)翌年度に繰り越すべき財源	7,854,420	6,080,486	1,773,934	29.2
2 特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額 (1)+(2)+(3)	0	0	0	—
(1)公共用地先行取得事業実質収支額 ①-②	0	0	0	—
①収入	0	0	0	—
②支出	0	0	0	—
(2)北浜地区復興土地区画整理事業実質収支額 ①-②	0	—	0	—
①収入	0	—	0	—
②支出	0	—	0	—
(3)藤倉地区復興土地区画整理事業実質収支額 ①-②	0	—	0	—
①収入	0	—	0	—
②支出	0	—	0	—
※土地区画整理事業実質収支額 ①-②	—	0	0	—
①収入	—	11,670	△11,670	皆減
②支出	—	11,670	△11,670	皆減
実質収支額 1+2	1,408,958	1,143,598	265,360	23.2
一般会計等の実質赤字額 A	△1,408,958	△1,143,598	△265,360	23.2
標準財政規模 B	12,278,877	12,096,845	182,032	1.5
うち臨時財政対策債発行可能額	946,631	970,973	△24,342	△2.5
実質赤字比率(%) A/B×100	△11.47	△9.45	△2.02	—

※ 土地区画整理事業・公共駐車場事業は平成24年度で終了し、北浜地区復興土地区画整理事業・藤倉地区復興土地区画整理事業は今年度から開始された事業である。

※ 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

## 2 連結実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業会計の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
1 一般会計及び公営企業以外の特別会計				
イ 実質赤字を生じた事業会計なし	0	0	0	—
ハ 実質黒字額を生じた事業会計	1,557,511	1,302,430	255,081	19.6
(1) 一般会計	1,408,958	1,143,598	265,360	23.2
(2) 国民健康保険事業特別会計	135,140	142,312	△7,172	△5.0
(3) 介護保険事業(保険事業勘定)特別会計	2,031	2,843	△812	△28.6
(4) 後期高齢者医療事業特別会計	11,382	13,677	△2,295	△16.8
実質収支額が0円の事業会計	0	0	0	—
(1) 公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	—
(2) 介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計	0	0	0	—
(3) 北浜地区復興土地区画整理事業特別会計	0	—	0	—
(4) 藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計	0	—	0	—
(5) 公共駐車場事業特別会計	—	0	—	—
(6) 土地区画整理事業特別会計	—	0	—	—
2 地方公営企業の特別会計				
ロ 資金不足を生じた会計なし	0	86,859	△86,859	皆減
ニ 資金剰余金を生じた会計	1,276,125	1,125,457	150,668	13.4
(2) 水道事業会計	1,276,125	1,125,457	150,668	13.4
資金の過不足が生じなかった事業会計	0	0	0	—
(1) 市立病院事業会計	0	ロの欄に記載	ロの欄に記載	—
(2) 交通事業特別会計	0	0	0	—
(3) 魚市場事業特別会計	0	0	0	—
(4) 下水道事業特別会計	0	0	0	—
(5) 漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	—
連結実質赤字額 A (イ+ロ) - (ハ+ニ)	△2,833,636	△2,341,028	△492,608	21.0
標準財政規模 B	12,278,877	12,096,845	182,032	1.5
うち臨時財政対策債発行可能額	946,631	970,973	△24,342	△2.5
連結実質赤字比率(%) A/B×100	△23.07	△19.35	△3.72	—

※ 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

### 3 実質公債費比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヵ年平均)

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の子

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1 地方債の元利償還金	2,404,972	2,473,657	2,585,237
2 準元利償還金	1,526,835	1,506,411	1,480,968
イ 元金償還金相当	0	3,333	3,333
ロ 公営企業債の償還の財源	1,406,814	1,365,193	1,337,671
ハ 一部組合等の地方債の償還財源	105,424	123,539	125,441
ニ 債務負担行為で公債費に準ずるもの	14,597	14,346	14,523
ホ 一時借入金利息	0	0	0
3 特定財源	405,848	405,844	396,142
4 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,285,145	2,334,808	2,337,526
5 標準財政規模	12,278,877	12,096,845	12,238,942
うち臨時財政対策債発行可能額	946,631	970,973	919,888
単年度実質 公債費比率 $\frac{(1+2) - (3+4)}{5-4} \times 100$	(1) 12.416	(2) 12.696	(3) 13.458
<b>実質公債費比率(%)</b> (3ヵ年平均) $\frac{(1) + (2) + (3)}{3}$	<b>12.85</b>		

※ 前年度比率（平成22～24年度）12.96%

#### 4 将来負担比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(単位：千円、%)

算定基礎項目	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
1 将来負担額	44,349,445	46,120,102	△1,770,657	△3.8
イ 地方債の現在高	21,818,394	22,421,440	△603,046	△2.7
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	54,161	68,071	△13,910	△20.4
ハ 公営企業債等繰入見込額	18,541,871	19,379,337	△837,466	△4.3
ニ 組合等負担等見込額	68,052	164,830	△96,778	△58.7
ホ 退職手当負担見込額	3,665,187	3,928,987	△263,800	△6.7
ヘ 設立法人への負担見込額	201,780	157,437	44,343	28.2
ト 連結実質赤字額	0	0	0	—
チ 組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0	—
2 充当可能基金額	5,620,599	4,686,017	934,582	19.9
(1) 財政調整基金	1,033,149	686,269	346,880	50.5
(2) 市債管理基金	786,597	598,353	188,244	31.5
(3) 国民健康保険事業財政調整基金	723,021	415,540	307,481	74.0
(4) 介護保険事業財政調整基金	166,466	131,379	35,087	26.7
(5) ふるさとしおがま復興基金	2,070,485	2,119,789	△49,304	△2.3
(6) 災害救助支援基金	70,203	59,673	10,530	17.6
(7) 庁舎建設基金	286,431	241,754	44,677	18.5
(8) カメイこどもの夢づくり基金	58,425	58,881	△456	△0.8
(9) ミナト塩竈まちづくり基金	390,362	374,379	15,983	4.3
(10) 海難交通遺児教育手当基金	35,460	0	35,460	皆増
3 特定財源見込額	6,200,187	7,112,304	△912,117	△12.8
都市計画税	4,171,231	5,107,427	△936,196	△18.3
その他	2,028,956	2,004,877	24,079	1.2
4 基準財政需要額算入見込額	29,300,347	29,641,288	△340,941	△1.2
5 標準財政規模	12,278,877	12,096,845	182,032	1.5
6 基準財政需要額算入額	2,285,145	2,334,808	△49,663	△2.1
将来負担比率(%) (1-(2+3+4))/(5-6)×100	32.30	47.94	△15.64	—

